

職員の懲戒処分について

No.	No.1
処分年月日	令和2年4月24日
処分の種類	停職6月
処分の理由	駐車場における酒気を帯びた状態での普通乗用自動車の運転 (概要) 被処分者は、令和2年1月9日(木)午後9時15分頃、北上市諏訪町の有料駐車場において酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転し、駐車してあった他の自動車に接触させた。
事件発生日 年月日	令和2年1月9日(木)
被処分者の 年齢	53歳
被処分者の 性別	男性
被処分者の 所属	県立高等学校
被処分者の職	教諭
備考	中部教育事務所管内 (花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)

職員の懲戒処分について（令和2年5月18日教育委員会議定例会）（議案第4号関係）

No.	No.1
処分年月日	令和2年5月18日
処分の種類	停職1月
処分の理由	建造物侵入及び軽犯罪法違反  (概要) 被処分者は、令和2年1月24日（金）午後6時頃から午後8時30分頃の間、盛岡市内の飲食店において女性用トイレに入り、カメラを設置し撮影録画した。
事件発生日 年 月 日	令和2年1月24日（金）
被処分者の 年 齢	20歳代
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	中学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)